

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 施設の名称

周南市新南陽駅前広場駐車場

2 指定管理者となる団体の名称

新南陽商工会議所

所在地 周南市宮の前二丁目6番13号

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(参 考)

新南陽商工会議所の概要

1 設立の経緯

新南陽商工会議所は、大正3年11月22日任意団体富田商工業協同組合として発足し、昭和30年に南陽町商工会と改称し、昭和35年に任意団体から認可法人組織に改組し、昭和45年に新南陽市商工会に改称し、平成3年4月1日に商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく法人としての設立登記を完了し新南陽商工会議所として誕生し、現在に至っている。

2 設立年月日 平成3年4月1日

3 所在地 周南市宮の前二丁目6番13号

4 目的 旧新南陽区域における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国の商工業の発展に寄与することを目的とする。

5 事業内容

- (1) 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- (2) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行うこと。
- (5) 商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと。
- (6) 輸出品の原産地証明を行うこと。
- (7) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- (8) 商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。
- (9) 商工業に関する技術及び技能の普及又は検定を行うこと。
- (10) 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。
- (11) 商事取引に関する仲介又はあつせんを行うこと。
- (12) 商事取引の紛争に関するあつせん、調停又は仲裁を行うこと。
- (13) 商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行うこと。

- (14) 商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと。
- (15) 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。
- (16) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (17) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- (18) 国際親善の増進を図ること。
- (19) 前払式支払手段の発行を行うこと。
- (20) 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

6 組織等（平成29年1月24日現在）

- (1) 役員 32人
- (2) 議員 80人
- (3) 事務局 16人